

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

2025年10月1日

新日本製薬株式会社

2025年10月1日

福岡市中央区大手門一丁目4番7号
新日本製薬株式会社
代表取締役 後藤 孝洋

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

新日本製薬株式会社(以下、「当社」といいます。)は、株式会社フラット・クラフト(以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)と、2025年8月5日付で締結した吸収合併契約(以下、「本合併契約」といいます。)に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社フラット・クラフトを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行いました。

当社は、本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2025年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 株主の差止請求手続の経過(会社法第784条の2)

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過(会社法第785条)

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過(会社法第787条)

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過(会社法第789条)

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2025年8月19日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 当社における法的手続の経過に関する事項(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 株主の差止請求手続の経過(会社法第796条の2)

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過(会社法第797条)

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過(会社法第799条)

当社は、会社法第799条の規定に従い、2025年8月19日付の官報及び2025年8月23日付の電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、効力発生日である2025年10月1日をもって、本合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本合併の効力発生日である2025年10月1日から2週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

2025年8月6日

新日本製薬株式会社

株式会社フラット・クラフト

2025年8月6日

福岡市中央区大手門一丁目4番7号
新日本製薬株式会社
代表取締役 後藤 孝洋

福岡市中央区大手門一丁目4番7号
株式会社フラット・クラフト
代表取締役 福原 光佳

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

新日本製薬株式会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社フラット・クラフト（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で別紙1のとおり2025年8月5日付の吸収合併契約を締結し、2025年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施することといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を福岡財務支局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

新日本製菓株式会社（住所：福岡市中央区大手門一丁目4番7号。以下、「甲」という。）と株式会社フラット・クラフト（住所：福岡市中央区大手門一丁目4番7号。以下、「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

第1条 （合併の方式）

1. 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第2条 （効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条 （株式等の割当て）

甲は、乙の発行済み株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第4条 （資本金及び準備金の額）

甲は、合併により、その資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

第5条 （権利義務の承継）

乙は、効力発生日までにおける計算を明確にして、効力発生日において、その財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

第6条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条 （従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

第8条 (解散費用)

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、全て甲の負担とする。

第9条 (合併条件の変更等)

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条 (協議)

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。

2025年8月5日

(甲)

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役 後藤 孝洋

⑨

(乙)

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

株式会社フラット・クラフト

代表取締役 福原 光佳

⑨

事業報告

(令和5年10月1日から
令和6年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化に伴う人流の活発化、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の回復、雇用や所得環境の改善等が見られました。一方で、不安定な国際情勢を背景とする原材料・エネルギー価格の高騰や為替動向、賃金上昇を上回る物価上昇の影響等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと、当社は主力販売チャネルであるコストコにおける施策強化による販売拡大をはじめ、流通チャネルでの販売店舗拡大等により、主力商品である MCT オイル、アマニ油の売上が堅調に推移しております。一方、原料の輸入価格高騰による原価悪化、EC チャネルの販売手数料アップ等で営業費用が上昇いたしました。加えて、販売商品であるギー・イージー関連商品において、一部商品での商品瑕疵が発生したため、自主回収を実施したことにより営業外損失 80 百万円が発生しました。その結果、売上高は 1,101 百万円、営業利益は△112 百万円、経常利益は△188 百万円、当期純利益は△167 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は 2 百万円（ソフトウェア仮勘定を含む。）となります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の特記すべき資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 2 期	第 3 期	第 4 期 (当事業年度)
	令和 4 年 9 月 期	令和 5 年 9 月 期	令和 6 年 9 月 期
売 上 高 (百万円)	943	961	1,101
経 常 利 益 (百万円)	57	15	△188
当 期 純 利 益 (百万円)	3	△23	△167
1 株当たり当期純利益 (円)	1,278.25	△7,698.78	△55,831.51
総 資 産 (百万円)	1,571	1,630	1,428
純 資 産 (百万円)	143	120	△46
1 株当たり純資産額 (円)	47,895.42	40,196.65	△15,634.86

(5) 主要な事業内容（令和 6 年 9 月 30 日現在）

当社の主な事業内容は、食品事業（食用油、調味料、パスタなどの輸入・製造販売）、及び、健康食品事業（サプリメントや粉末ドリンクの製造販売）であります。

(6) 主要な営業所（令和6年9月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	福岡県福岡市中央区大手門1丁目4-7

(7) 従業員の状況（令和6年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減数
3名	—

(8) 主要な借入先（令和6年9月30日現在）

借入先	借入残高
新日本製薬株式会社	1,338百万円
株式会社きらぼし銀行	10百万円

2. 会社の株式に関する事項（令和6年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,000株
 (3) 株主数 1名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日本製薬株式会社	3,000株	100%

3. 会社の新株予約権等に関する事項（令和6年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和6年9月30日現在）

(1) 取締役の指名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 原 光 佳	新日本製薬株式会社 専務取締役 COO PERFECT ONE US Co.,Ltd. President

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

該当事項はありません。

計 算 書 類

自 令和5年 10月1日
至 令和6年 9月30日

株式会社フラット・クラフト

貸借対照表

(令和6年9月30日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	585	流 動 負 債	201
現 金 及 び 預 金	192	買 掛 金	14
売 掛 金	136	1年内返済予定の関係会社長期借入金	75
商 品	248	未 払 金	17
前 払 金	2	未 払 費 用	4
前 払 費 用	0	預 り 金	0
そ の 他	5	商品自主回収関連費用引当金	80
		そ の 他	9
固 定 資 産	843	固 定 負 債	1,273
無 形 固 定 資 産	812	関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,273
の れ ん	809		
そ の 他	2	負 債 合 計	1,475
投 資 其 他 の 資 産	31	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	0	株 主 資 本	△46
繰 延 税 金 資 産	31	資 本 金	150
		利 益 剰 余 金	△196
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△196
		繰 越 利 益 剰 余 金	△196
		純 資 産 合 計	△46
資 産 合 計	1,428	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,428

損 益 計 算 書

(令和5年10月1日から)
(令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,101
売 上 原 価		654
売 上 総 利 益		446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		559
営 業 利 益		△112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 補 償 金	23	
そ の 他	0	24
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
為 替 差 損	0	
商 品 自 主 回 収 関 連 費 用	14	
商 品 自 主 回 収 関 連 費 用 引 当 金	80	99
経 常 利 益		△188
税 引 前 当 期 純 利 益		△188
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8	
法 人 税 等 調 整 額	△28	△20
当 期 純 利 益		△167

株主資本等変動計算書

(令和5年10月1日から)
(令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金	当期首残高	150
	当期変動額	0
	当期末残高	<u>150</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金	当期首残高	△29
繰越利益剰余金	当期変動額	<u>△167</u>
	当期末残高	<u>△196</u>
株主資本合計	当期首残高	120
	当期変動額	<u>△167</u>
	当期末残高	<u>△46</u>
純資産の部合計	当期首残高	120
	当期変動額	<u>△167</u>
	当期末残高	<u>△46</u>

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、月次総平均法を採用しています

2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の末日における発行済株式の数	3,000株
----------------------	--------